

沖縄県教職員住宅の借り上げについて

令和7年3月3日時点
教育庁働き方改革推進課

令和7年度は、主に臨時的任用職員を対象として、家賃の負担を抑えるため、県が民間賃貸物件の借り上げを行う予定です。

県が借り上げた住宅への入居を希望する者は、下記の要件などを確認してください。

■用語について

- ・借受住宅：教職員住宅のうち、県が教職員を入居させるため借り上げる民間賃貸物件
- ・建設住宅：教職員住宅のうち、県が建てたもの（宮古：下里寮・西里寮、八重山：大桟住宅・赤生住宅・大川団地）

1 借受住宅入居申込みの対象者

令和7年度に宮古・八重山地区での任用が予定されている県立学校の臨時的任用職員
※本務職員（新規採用職員含む）については、予算の状況を見ながら検討します。

2 借受住宅入居申込みの要件

借受住宅の賃料の上限額

- ①宮古地域：月額 100,000 円以内
- ②八重山地域：月額 70,000 円以内

※間取りに特に制限はありません。

3 借受住宅入居申込み手続きについて

- (1) 宮古地区または八重山地区への内示後、借受住宅を希望する者は、自身で賃貸物件を探してください。
- (2) 借受を希望する賃貸物件について、不動産会社に「県の借受住宅に申請予定である」ことを伝えてください。

4 注意事項

- (1) 敷金、礼金、家賃は県が負担しますが、入居者は共益費や入居料を負担していただきます。
- (2) 借受住宅は戸数の限度があるため、選考の結果入居できない場合があります。借受住宅の選考から漏れた場合は、職員自身が個人で契約することが想定されるのでご了承ください。
- (3) 建設住宅への入居申し込みも行ってください。
- (4) 手続きの詳細などその他の細かい情報は別途お知らせいたしますのでこちらも御確認ください。